資料４－１

第１章　計画の基本的事項

１　計画策定の根拠

本計画は、「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例」第 10 条の規定に基づき、本県農林水産業施策の総合的な運営指針として策定します。

２　計画の基本理念

「未来に引き継げる農林水産業・農山漁村の実現」を目指します。

３　基本戦略～自給力の強化～

気候変動や地政学的要因による食料安全保障*リスクの増加、人口減少や高齢化による労働力の不足や国内消費の縮小等、農林水産業を取り巻く状況が厳しさを増すなか、本県農林水産業を、魅力あふれる持続可能な産業として次代へ継承するため、食料等の生産の「自給力強化」に向けた「４つの力」の強化に取り組みます。

戦略Ⅰ「はたらく力」の強化

農林水産業従事者の大幅な減少が見込まれる中、農林水産物の安定供給や、農山漁村における地域コミュニティの維持を図るため、新規就業者はもとより、外国人材等の多様な働き手の育成により、農林水産業の次代を担う人材を確保します。

戦略Ⅱ「つくる力」の強化

食料安全保障の強化に加え、持続可能な生産や海外市場をも見据えた産業へと転換していくため、経営の大規模化、生産施設等のスマート化、新技術の実装等を加速し、高い供給能力と収益性を兼ね備えた「産地づくり」を推進します。

戦略Ⅲ「売る力」の強化

新たな「地域商社*」である「(公社)徳島県産業国際化支援機構*」を核として、県産農林水産物等のブランド力・発信力を強化し、国内・海外への販路を拡大するとともに、食文化や観光と一体的なプロモーションの展開や、地域資源を活用した農山漁村の活性化に取り組みます。

戦略Ⅳ「農山漁村の防災力」の強化

切迫する南海トラフ巨大地震をはじめとした危機事象に備え、生産基盤の防災対策等により、安全安心と食料供給能力の確保に向けた農山漁村の強靱化を推進します。

４　計画期間

令和７年度を初年度とし、令和１１年度までの「５年間」を計画期間とします。

※計画期間中に必要に応じて見直しを検討する